

平成30年6月6日
第47回国土地理院報告会

「地図の利用手続のあり方検討部会」 の検討状況について

地理空間情報部 情報企画課長
福島 忍



1. 検討の背景
2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況
3. 今後の予定
4. まとめ

1. 検討の背景

1. 検討の背景

「地図の利用手続」とは？

→測量法に基づく以下の手続のこと

- 測量成果の複製の承認申請（測量法第29条）
 - 基本測量成果をコピーやスキャンする等の行為が対象
- 測量成果の使用の承認申請（測量法第30条）
 - 基本測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為が対象

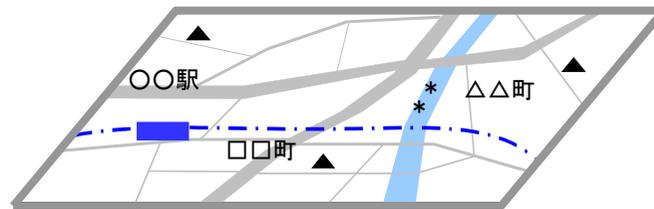


地理院の地図を利用して
書籍を出版しよう！

国土地理院の地図等（基本測量成果）



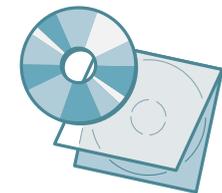
地理院タイル（ウェブ）



基盤地図情報



空中写真

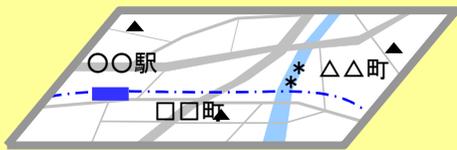


数値地図

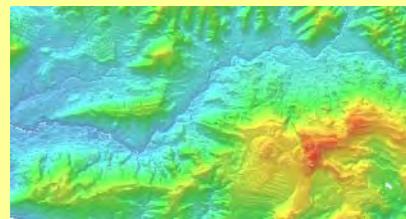
1. 検討の背景

- 地理空間情報活用推進基本法の制定から10年が経過し、情報通信技術の進展ともあいまって、安全・安心、交通・物流等幅広い分野で地理空間情報の活用が進んでいる。
- 国土地理院ではこの間、基盤地図情報等の測量成果をはじめとして、共通基盤的な地理空間情報のインターネットによる公開・提供に注力してきた。

国土地理院ホームページによる基本測量成果の公開拡充



基盤地図情報
基本項目



基盤地図情報
数値標高モデル



地理院タイル
(画像タイル)



地理院タイル
(ベクトルタイル)
提供実験中

1. 検討の背景

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

<地図に関する官民データ>

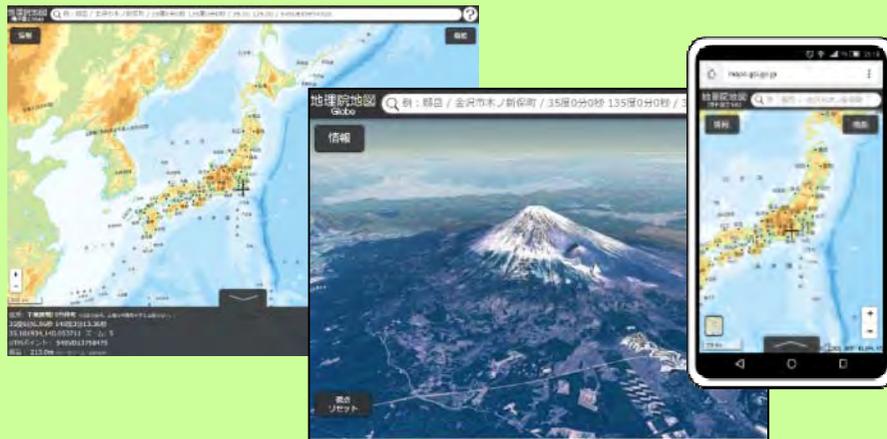
(平成29年5月30日閣議決定)



1. 検討の背景

- Web地図「地理院地図」では、2,000以上の各種情報（「地理院タイル」という）をインターネットで配信しており、国の機関、地方自治体、民間のシステム・サービスやアプリでの利用が拡大している。

地理院地図 / GSI Maps



地理院地図は、国土地理院が捉えた日本の国土の様子を発信するウェブ地図（ウェブブラウザで閲覧できる地図）。

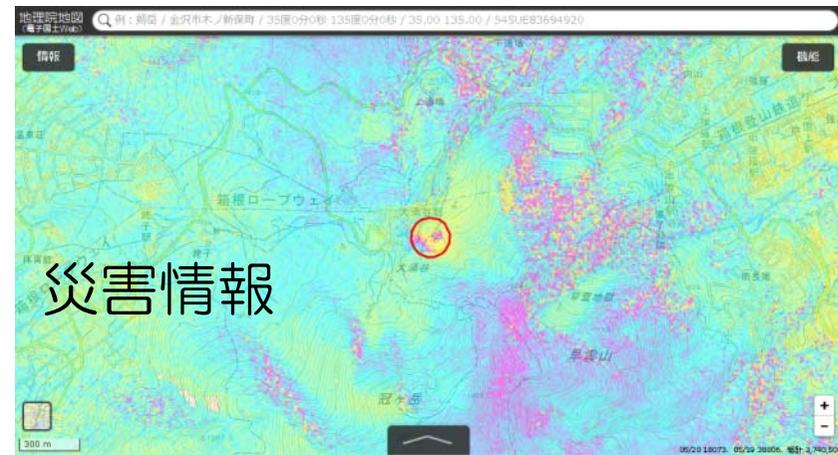
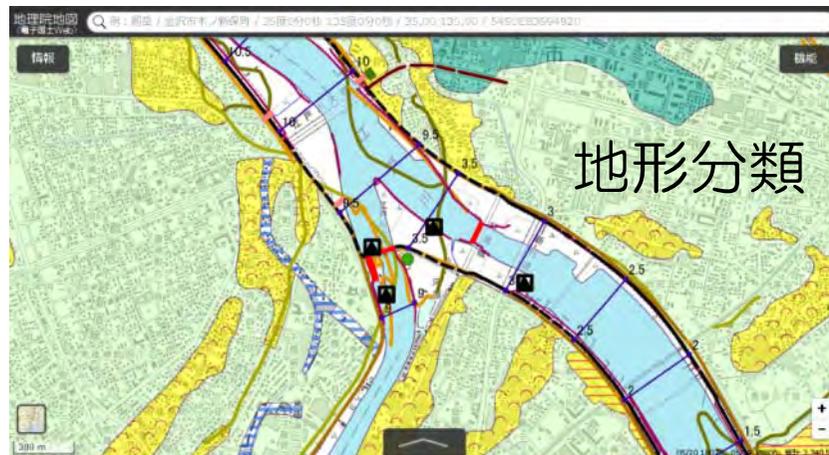
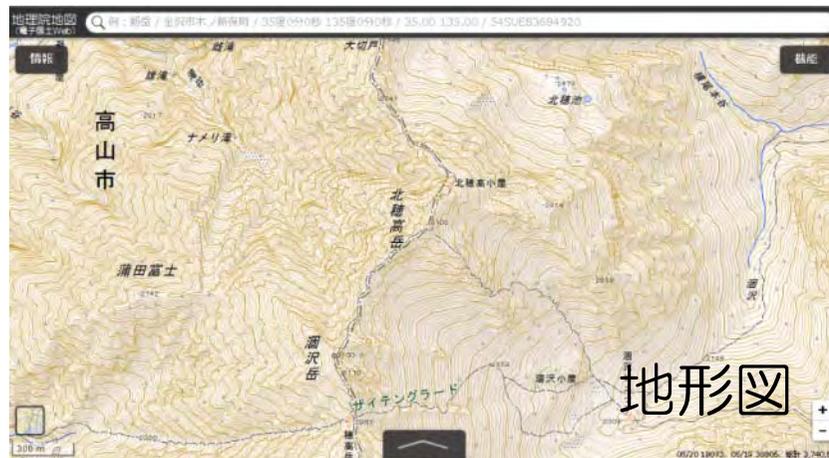
ベースとなる地図の上に、様々な情報を重ね合わせて見ることができます。

<https://maps.gsi.go.jp/>

1. 検討の背景

地理院地図： 地理院タイル(1)

2,000以上の情報を、地理院タイルとして、ウェブでよく使われている形式（PNG形式、GeoJSON形式等）で提供



1. 検討の背景

地理院地図： 地理院タイル(2)

標高を色分けした地図



指定緊急避難場所



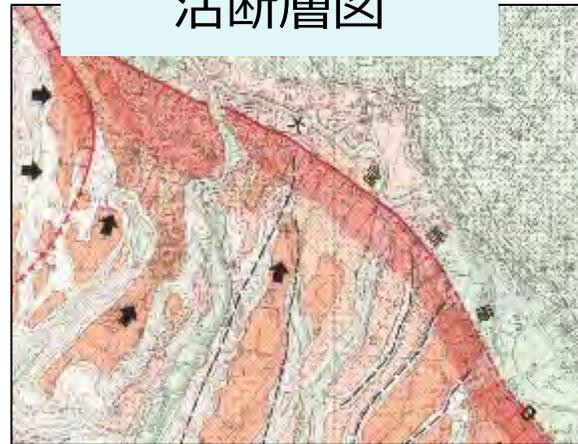
火山に関する地図



地形を陰影で表した地図



活断層図



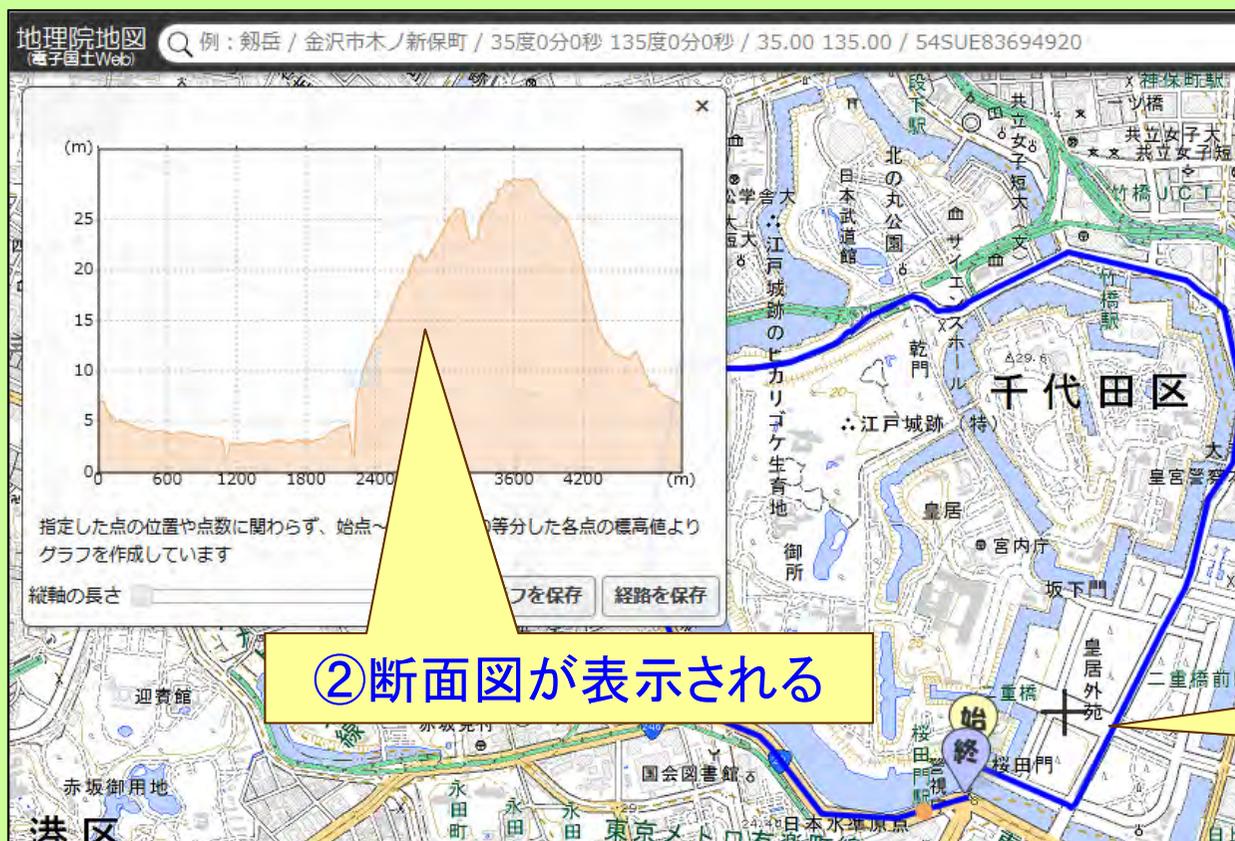
災害時の写真や判読図など



参考：地理院地図の新機能1 断面図



地理院地図の各種機能は、地理院タイル（あるいは広く「地図情報」）の活用方策を示し、地理空間情報活用推進の普及啓発の役割を果たすもの。また、開発した機能はオープンソースとして誰でも利用可能。

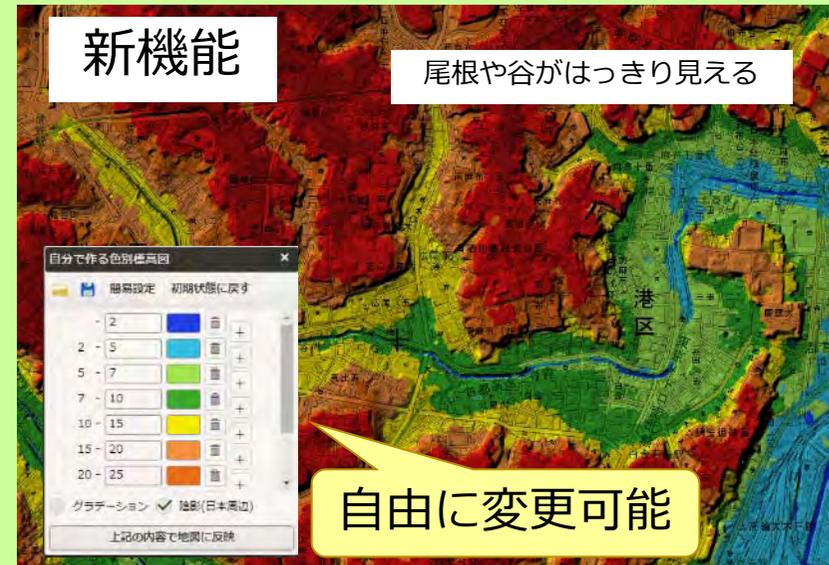
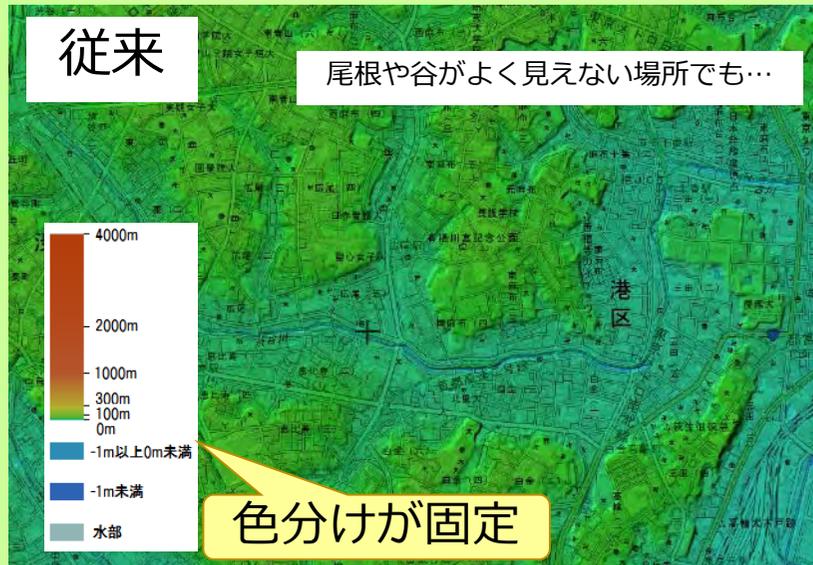


地図上で指定した経路の地形断面図を作成可能。皇居を一周した場合の高低差は約26mあることがわかる。

①地図上をクリックして経路を指定

②断面図が表示される

参考:地理院地図の新機能2 色分け標高図



目的に応じてユーザが自由に色分け可能な標高図も作成できるようになった。
地理教育や、部屋探しの際等に関心のある場所周辺の土地の高低を面的に把握するのに活用できる。

参考:地理院地図の新機能3 2画面表示



終戦直後

いまの新宿駅西口

地図を2画面にして2つの情報を比較表示可能になった。
片方の画面で地図の移動や拡大縮小の操作をすると、もう一方の画面も連動する。

例えば、過去に撮影した空中写真と、最新の空中写真を比較して、変化箇所を客観的に把握するのに活用できる。

1. 検討の背景



- 地理空間情報の活用の推進、官民データの活用の推進等の社会的背景の下、基盤地図情報や地理院タイルをはじめとしたインターネットから提供する測量成果等の利用を一層促進することが必要。
- そのための手続の改善に向けて検討。

2. 地図の利用手続のあり方 検討部会の検討状況

2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況

- 平成29年3月測量行政懇談会※に「地図の利用手続のあり方検討部会」を設置し、国土地理院の地図の利用手続、特に測量成果の複製承認及び使用承認のあり方を中心に検討をいただいている。

※測量行政懇談会は、地理空間情報に関する社会情勢及び技術動向を的確に捉え、国土地理院の測量行政推進に資するために設置した、学識経験者を委員とする国土地理院長の私的諮問機関

- 平成29年度は3回の部会を開催。平成30年度も部会を開催して取りまとめ、測量行政懇談会からの提言をいただく予定。

2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況



地図の利用手続のあり方検討部会委員 (平成30年6月現在)(敬称略・委員は五十音順)

(部会長)	いのうえ ゆりこ 井上 由里子	一橋大学大学院 法学研究科 教授【測量行政懇談会委員】
(副部会長)	おおば とおる 大場 亨	千葉県 市川市 経済部 次長
(委員)	いいた さとし 飯田 哲	合同会社 ジオリパブリック シニアリサーチャー
//	こじま たけや 小島 武也	(一社) 地図調製技術協会 業務執行理事 (株) 武揚堂 代表取締役
//	せと としかず 瀬戸 寿一	東京大学 空間情報科学研究センター 特任講師

2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況



【検討内容】

1. 基本的な考え方

- 基本的な考え方、部会で取り上げる課題について

2. 複製・使用承認制度の改善について

- ① 承認申請を不要とする基準の明確化
- ② 複製承認と使用承認の区別
- ③ 承認基準の緩和
- ④ 出所明示の簡素化
- ⑤ 承認を行ったリストの公開
- ⑥ 申請システムの改良

3. 測量成果の流通の促進に向けて

- デジタル成果の公共測量成果の保管委託を推進する取組

※注意 上記内容は、今後、最終報告をとりまとめる段階で変更がありうる。

(1) 基本的な考え方

- 基盤地図情報を中核とする地理空間情報活用推進基本法及び官民データ活用推進基本法の政策的な方向性を見据えつつ、測量法の運用も時代に合わせた見直しを行う。

(2) 複製・使用承認制度の改善について

① 承認申請を不要とする基準の明確化

- 測量法の法目的に鑑みつつ、複製承認・使用承認のいずれも要しないものを明確化することにより、手続の簡素化を図る。

② 複製承認と使用承認の区別

- 複製と使用の違いの説明をより丁寧にする。
- 具体的な申請においては、複製か使用か迷うことがないように、可能な限り分かりやすく提示する。例えば、ベクトルデータをフォーマット変換して配布する場合、Web上で色変更してサービス提供する場合等可能な限りの具体例を提示する。

2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況

③承認基準の緩和

- 国土地理院Webからインターネット提供しているデータの複製に当たっては、正確さの確保を確認した上で、デッドコピーも承認する方向で検討する。



上記が実現することで、地理院タイトルがより自由に使えるようになる。

2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況



④ 出所明示の簡素化

- 現在の表記をより短くして、より分かりやすい記載とする。

⑤ 承認を行ったリストの公開

- 基盤地図情報等の活用促進のため、利用事例を広く知らせること、測量の重複を排除すること等を考慮し、複製承認や使用承認のリストについて、申請者の了解が得られる範囲で公開する。

⑥ 申請システムの改良

- 利用者が複製・使用の判断に迷わないよう自動で振り分ける機能の追加等、利用者にとって、より分かりやすい申請システムにする。

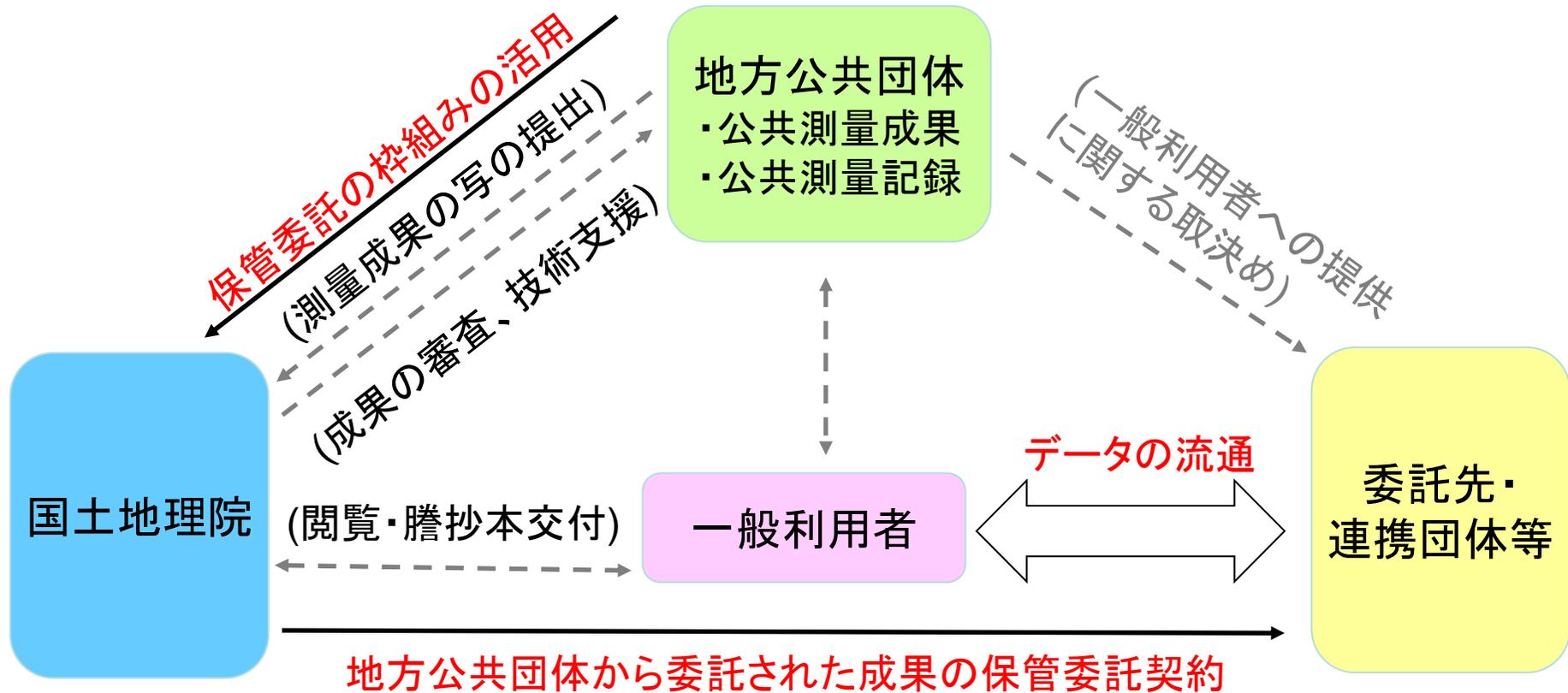
2. 地図の利用手続のあり方検討部会の検討状況



(3) 測量成果の流通の促進に向けて

- 公共測量におけるデジタル成果について、公共測量成果の保管委託制度を活用し、流通を促進する取組を検討。

地方公共団体の測量成果を流通させる新たな枠組み(案)



3. 今後の予定

3. 今後の予定



- 部会を開催、最終報告書案をとりまとめる。
- その後開催される測量行政懇談会で、部会の最終報告書として示される予定。



懇談会での検討を踏まえた、新たな運用への移行

I. 規則の改正

- 承認取扱要領等の改正

II. ホームページ・電子申請

1. 国土地理院HPに、利用ナビ（申請要否の判定）を新設
2. 電子申請（ワンストップシステム）をリニューアル
 - 新機能「複製・使用の自動判別機能」の検討
3. 承認を行ったリストの公開の検討

III. 広報関係

- 一般・業界への広報、地方公共団体への周知 等

4. まとめ

4. まとめ



- 基盤地図情報及びそれをベースに作成された地理院タイルのデータの普及を通じて、地理空間情報活用推進基本法が目指す地理空間情報の活用の推進を図る。
- 官民データ活用推進基本法に基づく基本計画に基づき、地図データの流通のさらなる促進を図る。



- ◆ 懇談会において手続の改善を議論、近く成案を得る。
- ◆ 検討結果を踏まえ、遅滞なく基本測量成果の複製・使用承認の利用手続を改善し、より使いやすくなるように取り組む。
- ◆ 関係団体とも連携しつつ、公共測量成果の一層の流通促進にも取り組む。